

## 入札説明書

宇都宮市エコプラセンタ一下荒針で使用する電力の供給

令和7年12月

宇都宮市廃棄物施設課

令和7年12月19日 付け公告した 宇都宮市エコプラセンタ下荒針で使用する電力の供給に係る入札については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書に定めるところによる。

## 記

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名及び数量

宇都宮市エコプラセンタ下荒針で使用する電力の供給  
予定使用電力量 353,094キロワット時

#### (2) 供給内容

仕様書による。

#### (3) 供給期間

令和8年4月1日前0時から令和9年3月31日午後12時まで

#### (4) 供給場所

宇都宮市エコプラセンタ下荒針で使用する電力の供給  
宇都宮市下荒針町2678番地176

#### (5) 入札方法

(1)に掲げる数量の総価により行う。ただし、契約は単価によるものとする。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者に該当しない者であること。
- (2) 宇都宮市の入札参加有資格者名簿の取扱種目「電力」に登録されている者であること。
- (3) 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止又は入札参加保留中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

### 3 入札参加の手続等

#### (1) 入札に必要な書類の交付期間及び場所

ア 交付期間 公告の日から入札参加資格の確認申請期限の日まで  
イ 交付場所 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号  
宇都宮市 廃棄物施設課 施設最適化グループ  
電話 028-632-2668  
※宇都宮市ホームページからダウンロード可能  
(<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>)

#### (2) 入札参加資格の確認申請

入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

ア 申請期限 令和8年1月16日（金）午後2時00分（必着）  
イ 提出場所 (1)のイの場所  
ウ 提出書類 入札参加資格確認申請書（様式1号）及び添付書類  
エ 提出方法 持参又は郵送すること。

#### (3) 確認結果の通知

提出された書類により審査し、その結果を 令和8年1月23日（金）までに通知する。

#### 4 質問の提出等

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり提出すること。
- ア 提出期限 令和8年1月30日（金）  
イ 提出場所 3の(1)のイの場所  
ウ 提出方法 任意の様式で作成した質問書を電子メールにより提出すること。  
エ 提出先アドレス u0714@city.utsunomiya.tochigi.jp
- (2) 回答  
質問に対する回答は、入札参加者すべてに電子メールで回答する。  
回答期限 令和8年2月6日（金）

#### 5 入札書の投函日時及び場所等

- (1) 投函日時 令和8年2月13日（金）午後2時00分（必着）  
(2) 投函場所 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号  
宇都宮市役所12階 廃棄物施設課（投函箱に投函する）  
(3) 入札書の投函方法  
入札書（様式3号）及び入札金額内訳書（様式4-2号）を(2)の場所に投函  
または郵送すること。郵送による提出期限日は原則として開札日の前日とし、入  
札書が指定された期日までに、日本郵便株式会社 宇都宮中央郵便局 に到着し  
ない場合は、失格とする。  
(4) 開札  
投函日時後、直ちに開札する。  
(5) 入札書の記載方法等  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の  
10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、  
その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消  
費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、  
見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載す  
ること。  
イ 入札書には、1の(1)に掲げる数量の総価を記載すること。ただし、力率割  
引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再  
生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まないも  
のとする。  
ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札金額内訳書（様式4-2号）に  
契約を希望する基本料金単価及び電力量単価を記入して積算し、入札書に添付  
すること。  
エ 入札書の日付は、開札日の 令和8年2月13日（金） とすること。

#### 6 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格以下の最低価格者を落札者とする。  
なお、令和8年2月13日（金）までに落札者のみに結果を連絡する。
- (2) 開札をした結果、落札となるべき者がいないときは、後日、再度入札を行いうも  
のとし、詳細については電話及びメールにて連絡する。
- (3) 入札回数は、初度入札を含め2回までとする。最終入札の結果、最低入札価格  
と予定価格との間に相当の差があるときは、入札を不調とする。ただし、最低入  
札価格が予定価格を上回っていても、その差が少額であるときは、随意契約に移  
行するものとし、見積書を5の(2)の場所に投函または郵送すること。この随意契  
約の見積回数は最大3回までとする。
- (4) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、後日、5の(2)の  
場所にて、くじを引いて落札者を決定するものとする。なお、くじを引くものが  
代表者本人でない場合は、委任状（様式5号）を持参すること。また、くじを引  
く日時に招集していない場合には、これに代えて当該入札に關係のない職員がく  
じを引くものとする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
免除する。
- (2) 契約保証金  
免除する。

8 契約書の作成の要否

要する。

9 支払い条件

分割払い（月払い）

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 2の入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札説明書に定める提出書類について虚偽の記載をした者がした入札
- (3) 宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号）第15条の規定に該当する入札

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とし、契約を締結した翌年度において、当該契約に係る本市の歳出予算の減額又は削除があつたときは、この契約を変更又は解除することがある。
- (3) 入札参加者は、入札説明書、関係法令等を熟読の上、入札すること。
- (4) 入札参加者は、入札辞退届（様式7号）の提出により、いつでも入札を辞退することができる。
- (5) 入札参加者は、入札後、入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 環境配慮評価項目の基準表

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しております、かつ、①令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

項目	区分	配点
① 令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位:kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.520未満	40
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

【各用語の意義】

用語	定義
①令和5年度 1kWh当たり の二酸化炭 素排出係数	<p>「令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <p>1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。</p> <p>2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和4年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。</p>
②令和5年度 の未利用エネ ルギー活用状 況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和5年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(%) = (令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) ÷ 令和5年度の供給電力量(需要端)) × 100</p> <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p>

用語	定義
	<p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kW）を令和5年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。</p> <p>（算定方式）  <math display="block">\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)} = (\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端}) \div \text{令和5年度の供給電力量(需要端)}) \times 100</math></p> <p>1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh））</li> <li>② グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）</li> <li>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）</li> <li>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）</li> <li>⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh）</li> </ul>

用語	定義
	<p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p>
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること</li> <li>・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること</li> <li>・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること</li> <li>・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること</li> </ul> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>